

令和5年 議案第5号

みよし市教育委員会公印規則の一部改正について
上記の議案を提出する。

令和5年3月14日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、行政組織の見直しにより教育行政課を学校教育課へ統合するにあたり、必要があるからである。

みよし市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 行政組織の見直しにより、教育行政課を学校教育課へ統合するため、管理者等を変更する。

- 【内 容】
- 1 公印の管理の総括者を、教育行政課長から学校教育課長へ変更する。(第3条関係)
 - 2 廃止された公印の引継ぎ者を、教育行政課長から学校教育課長へ変更する。(第4条関係)
 - 3 公印台帳の作成及び管理を、教育行政課長から学校教育課長へ変更する。(第6条関係)
 - 4 公印刷込み申請書の経由者を、教育行政課長から学校教育課長へ変更する。(第9条関係)
 - 5 委員会印(辞令及び表彰印、一般文書用)、教育長印及び教育長職務代理者印の管理者を教育行政課長から学校教育課長へ変更する。(別表関係)

【施行期日】 令和5年4月1日

【経過措置】 改正前にみよし市教育委員会公印規則に基づき作成された申請書その他用紙(刷込み印刷物等)は、改正後でも使用できるとする。

みよし市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

みよし市教育委員会公印規則（昭和56年三好町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項、第4条第2項、第6条、第9条第2項及び別表委員会印の項から教育長職務代理者印の項までの規定中「教育行政課長」を「学校教育課長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のみよし市教育委員会公印規則第9条第2項の規定に基づき刷込みの承認を受けている証票等は、改正後のみよし市教育委員会公印規則第9条第2項の規定に基づき刷込みの承認を受けた証票等とみなす。

みよし市教育委員会公印規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行																																								
(公印の管理) 第3条 公印は、別表に掲げる者（以下「管理者」という。）が管理し、<u>学校教育課長</u>が総括する。 2以下 略 (公印の調製、改刻又は廃止) 第4条 略 2 廃止された公印は、<u>学校教育課長</u>に引継ぎ、廃止された日から起算して3年間保存しなければならない。 3 略 (公印台帳) 第6条 <u>学校教育課長</u>は、公印台帳（様式第2号）を作成し、公印の調製、改刻又は廃止のつと必要な事項を記入し、整理保存しなければならない。 (公印の刷込み) 第9条 略 2 前項の場合においては、刷込みの都度当該公印管理者及び<u>学校教育課長</u>を経て教育長に公印刷込み承認願（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。 3 略 (公印の種類等) 第2条 公印の種類、用途、寸法及びひな形は、別表のとおりとする。 別表（第2条、第3条関係） <table><tr><th>公印の種類</th><th>用途</th><th>寸法（ミリメートル）</th><th>ひな形</th><th>管理者</th></tr><tr><td>委員会印</td><td>辞令及び表彰用</td><td>30×30</td><td></td><td><u>学校教育課長</u></td></tr><tr><td>教育長印</td><td>一般文書用</td><td>21×21</td><td></td><td><u>学校教育課長</u></td></tr><tr><td>教育長職務代理者印</td><td>一般文書用</td><td>18×18</td><td></td><td><u>学校教育課長</u></td></tr></table> 学校印の項以下 略	公印の種類	用途	寸法（ミリメートル）	ひな形	管理者	委員会印	辞令及び表彰用	30×30		<u>学校教育課長</u>	教育長印	一般文書用	21×21		<u>学校教育課長</u>	教育長職務代理者印	一般文書用	18×18		<u>学校教育課長</u>	(公印の管理) 第3条 公印は、別表に掲げる者（以下「管理者」という。）が管理し、<u>教育行政課長</u>が総括する。 2以下 略 (公印の調製、改刻又は廃止) 第4条 略 2 廃止された公印は、<u>教育行政課長</u>に引継ぎ、廃止された日から起算して3年間保存しなければならない。 3 略 (公印台帳) 第6条 <u>教育行政課長</u>は、公印台帳（様式第2号）を作成し、公印の調製、改刻又は廃止のつと必要な事項を記入し、整理保存しなければならない。 (公印の刷込み) 第9条 略 2 前項の場合においては、刷込みの都度当該公印管理者及び<u>教育行政課長</u>を経て教育長に公印刷込み承認願（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。 3 略 別表（第2条、第3条関係） <table><tr><th>公印の種類</th><th>用途</th><th>寸法（ミリメートル）</th><th>ひな形</th><th>管理者</th></tr><tr><td>委員会印</td><td>辞令及び表彰用</td><td>30×30</td><td></td><td><u>教育行政課長</u></td></tr><tr><td>教育長印</td><td>一般文書用</td><td>21×21</td><td></td><td><u>教育行政課長</u></td></tr><tr><td>教育長職務代理者印</td><td>一般文書用</td><td>18×18</td><td></td><td><u>教育行政課長</u></td></tr></table> 同左	公印の種類	用途	寸法（ミリメートル）	ひな形	管理者	委員会印	辞令及び表彰用	30×30		<u>教育行政課長</u>	教育長印	一般文書用	21×21		<u>教育行政課長</u>	教育長職務代理者印	一般文書用	18×18		<u>教育行政課長</u>
公印の種類	用途	寸法（ミリメートル）	ひな形	管理者																																					
委員会印	辞令及び表彰用	30×30		<u>学校教育課長</u>																																					
教育長印	一般文書用	21×21		<u>学校教育課長</u>																																					
教育長職務代理者印	一般文書用	18×18		<u>学校教育課長</u>																																					
公印の種類	用途	寸法（ミリメートル）	ひな形	管理者																																					
委員会印	辞令及び表彰用	30×30		<u>教育行政課長</u>																																					
教育長印	一般文書用	21×21		<u>教育行政課長</u>																																					
教育長職務代理者印	一般文書用	18×18		<u>教育行政課長</u>																																					